

平成31年度における事務費賦課額及び徴収方法の決定について

1 事務費賦課額

一般事務費賦課額	89,255,000円
任意共済事業事務費賦課額	184,278,000円
計	273,533,000円

2 賦課方法

ア. 一般事務費	単 位	単 価
(ア) 水稻共済割	引受面積10a当たり	120円
(イ) 麦共済割	引受面積10a当たり	120円
(ウ) 家畜共済割 (平成30年12月31日までに共済責任が開始した引受で、追加引受に係るものは、月割により次のとおり徴収する。)		
乳牛の雌等	共済金額1万円当たり	50円
乳牛の雌等の事故除外2号以外	共済金額1万円当たり	40円
乳牛の雌等の事故除外2号	共済金額1万円当たり	2円
肉用牛等	共済金額1万円当たり	30円
肉用牛等の事故除外2号以外	共済金額1万円当たり	20円
肉用牛等の事故除外2号	共済金額1万円当たり	2円
一般馬	共済金額1万円当たり	30円
一般馬の事故除外2号以外	共済金額1万円当たり	20円
一般馬の事故除外2号	共済金額1万円当たり	2円
種豚	共済金額1万円当たり	30円
種豚の事故除外2号以外	共済金額1万円当たり	20円
種豚の事故除外2号	共済金額1万円当たり	2円
肉豚	共済金額1万円当たり	20円
肉豚の事故除外	共済金額1万円当たり	2円
(エ) 死亡廃用共済割 (平成31年1月1日以後に共済責任が開始する引受)		
搾乳牛	1頭当たり	400円
搾乳牛のうち農業保険法施行規則 (以下「規則」という。) 第74条第2項第1号に規定する事故除外	1頭当たり	50円
繁殖用雌牛	1頭当たり	400円
繁殖用雌牛のうち規則第74条第2項第2号イに規定する事故除外	1頭当たり	50円
繁殖用雌牛のうち規則第74条第2項第2号ロに規定する事故除外	1頭当たり	350円
育成乳牛	1頭当たり	300円
育成乳牛のうち規則第74条第2項第1号に規定する事故除外	1頭当たり	50円
育成・肥育牛	1頭当たり	300円

育成・肥育牛のうち規則第74条第2項第2号イに規定する事故除外	1頭当たり	50円
育成・肥育牛のうち規則第74条第2項第2号ロに規定する事故除外	1頭当たり	250円
繁殖用雌馬	1頭当たり	400円
繁殖用雌馬のうち規則第74条第2項第1号に規定する事故除外	1頭当たり	50円
育成・肥育馬	1頭当たり	400円
育成・肥育馬のうち規則第74条第2項第1号に規定する事故除外	1頭当たり	50円
種豚	1頭当たり	100円
種豚のうち規則第74条第2項第2号イに規定する事故除外	1頭当たり	5円
種豚のうち規則第74条第2項第2号ロに規定する事故除外	1頭当たり	10円
肉豚	1頭当たり	100円
肉豚のうち規則第74条第2項第3号に規定する事故除外	1頭当たり	3円

なお、短期引受に係るもの及び異動により共済掛金期間中に共済金額を増額したものは、月割により徴収する。

(オ) 疾病傷害共済割（平成31年1月1日以後に共済責任が開始する引受）

乳用牛	1頭当たり	600円
肉用牛	1頭当たり	400円
一般馬	1頭当たり	500円
種豚	1頭当たり	100円

なお、短期引受に係るもの及び異動により共済掛金期間中に共済金額を増額したものは、月割により徴収する。

(カ) 果樹共済割

うんしゅうみかん（1・2類）、ぶどう、なし及びかき	共済金額1万円当たり	30円
うんしゅうみかん（3類）	共済金額1万円当たり	10円

(キ) 畑作物共済割

大豆	引受面積10a当たり	120円
----	------------	------

(ク) 園芸施設共済割

ガラス室（I・II類）	引受面積1a当たり	180円
プラスチックハウス（I～VII類）	引受面積1a当たり	260円

イ. 任意共済事業事務費

農家建物損害共済

単位：円（共済金額1万円当たり）

総合共済		基本	臨時費用担保特約			費用共済金不担保特約	小損害実損填補特約									
							費用共済金不担保特約			臨時費用担保特約			費用共済金不担保特約	費用共済金不担保特約		
			30%	20%	10%		30%	20%	10%	30%	20%	10%		30%	20%	10%
普通物件	一般造	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		6.42	7.54	7.54	7.54	5.75	6.87	6.87	6.87	7.54	7.54	7.54	5.75	6.87	6.87	6.87
	耐火造B	5.81	6.81	6.81	6.81	5.23	6.23	6.23	6.23	6.81	6.81	6.81	5.23	6.23	6.23	6.23
	耐火造A	5.26	6.20	6.20	6.20	4.75	5.68	5.68	5.68	6.20	6.20	6.20	4.75	5.68	5.68	5.68
特殊物件	一般造	7.74	9.08	9.08	9.08	6.87	8.22	8.22	8.22	9.08	9.08	9.08	6.87	8.22	8.22	8.22
	耐火造B	6.36	7.45	7.45	7.45	5.68	6.81	6.81	6.81	7.45	7.45	7.45	5.68	6.81	6.81	6.81
	耐火造A	5.33	6.26	6.26	6.26	4.81	5.75	5.75	5.75	6.26	6.26	6.26	4.81	5.75	5.75	5.75
	割増一般造	12.65	14.83	14.83	14.83	11.07	13.26	13.26	13.26	14.83	14.83	14.83	11.07	13.26	13.26	13.26
	割増耐火造B	8.41	9.85	9.85	9.85	7.45	8.89	8.89	8.89	9.85	9.85	9.85	7.45	8.89	8.89	8.89
	割増耐火造A	5.84	6.87	6.87	6.87	5.26	6.26	6.26	6.26	6.87	6.87	6.87	5.26	6.26	6.26	6.26

小損害実損填補特約 1契約当たり 563円

収容農産物補償特約

責任期間：120日以下

共済金額100万円当たり 300円

責任期間：総合共済と同じ通年

共済金額100万円当たり 900円

単位：円（共済金額1万円当たり）

火災共済		基本	臨時費用担保特約			費用共済金不担保特約	小損害実損填補特約									
							費用共済金不担保特約			臨時費用担保特約			費用共済金不担保特約	費用共済金不担保特約		
			30%	20%	10%		30%	20%	10%	30%	20%	10%		30%	20%	10%
普通物件	一般造	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		3.01	3.55	3.42	3.24	2.52	3.01	2.92	2.74	3.55	3.46	3.24	2.52	3.01	2.88	2.70
	耐火造B	1.93	2.29	2.20	2.07	1.62	1.93	1.89	1.75	2.29	2.20	2.07	1.62	1.93	1.84	1.75
	耐火造A	1.08	1.26	1.21	1.17	0.90	1.08	1.03	0.99	1.26	1.26	1.17	0.90	1.08	1.03	0.99
特殊物件	一般造	5.22	6.16	5.94	5.62	4.41	5.22	5.08	4.77	6.16	5.98	5.62	4.32	5.22	4.99	4.72
	耐火造B	2.88	3.37	3.28	3.10	2.43	2.88	2.79	2.61	3.37	3.28	3.10	2.38	2.88	2.74	2.61
	耐火造A	1.17	1.35	1.30	1.26	0.99	1.17	1.12	1.08	1.35	1.35	1.26	0.99	1.17	1.12	1.03
	割増一般造	13.77	16.06	15.70	14.80	11.61	13.68	13.41	12.60	16.06	15.79	14.89	11.43	13.68	13.23	12.42
	割増耐火造B	6.48	7.56	7.38	6.97	5.44	6.43	6.30	5.94	7.56	7.42	7.02	5.40	6.43	6.21	5.85
	割増耐火造A	2.07	2.38	2.34	2.20	1.75	2.02	2.02	1.89	2.38	2.38	2.25	1.71	2.02	1.98	1.84

小損害実損填補特約 1契約当たり 351円

農機具損害共済

地震等担保特約なし

共済金額1万円当たり 20.0円

地震等担保特約あり

共済金額1万円当たり 22.5円

3 徴収方法

共済掛金の期限（掛金分納の場合は第1回の払込期限）と同時に徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号の定めにより徴収又は返還するものとする。

- (1) 平成30年12月31日までに共済責任が開始した家畜共済の追加引受に係る家畜共済割については、追加引受に係る共済掛金と同時に徴収する。
- (2) 平成31年1月1日以後に共済責任が開始する死亡廃用共済又は疾病傷害共済の引受で、異動が生じたことにより共済掛金期間中に共済金額を増額又は減額する場合の死亡廃用共済割又は疾病傷害共済割については、当該共済金額の増額又は減額に係る共済掛金と同時に徴収又は返還する。
- (3) 平成31年1月1日以後に共済責任が開始する死亡廃用共済の引受で、共済掛金期間の期末において共済金額に一定の調整を加え、再度算定した金額を共済金額とした場合の死亡廃用共済割については、共済金額の差額に係る共済掛金と同時に徴収又は返還する。
- (4) 園芸施設共済割において、平成30年12月31日以前に共済責任期間の開始した園芸施設共済の共済関係であって、共済責任期間が平成31年4月1日以後に終了する共済関係（以下「旧共済関係」という。）について、旧共済関係の加入者からの申出により、旧共済関係を平成30年8月30日開催の平成30年度第1回臨時総代会第1号議案の事業規程の一部改正のうち、改正後の第145条各号の小損害不填補の基準金額が適用されるよう、共済関係の切替えを行った場合の事務費の賦課については、切替え後の共済関係が平成32年4月1日までに終了するもの限り、平成31年度事務費を賦課しないものとする。